



# 子育て世代の皆さん！厚真町で子育てしてみませんか？



## 「上厚真エコタウン」入居者募集のご案内

子育てのための各種支援制度や教育環境が充実している厚真町では、子育て世代の皆さんに厚真町で子育てしていただくため、「上厚真エコタウン」の入居者を募集します。

この住宅は、町外から厚真町に移住を希望するご家族の方で一定の条件を満たしていれば、どなたでも応募することが可能です。

ぜひこの機会に、「自然豊かな田園の町」厚真町で、毎日健やかに子育てをしてみませんか？

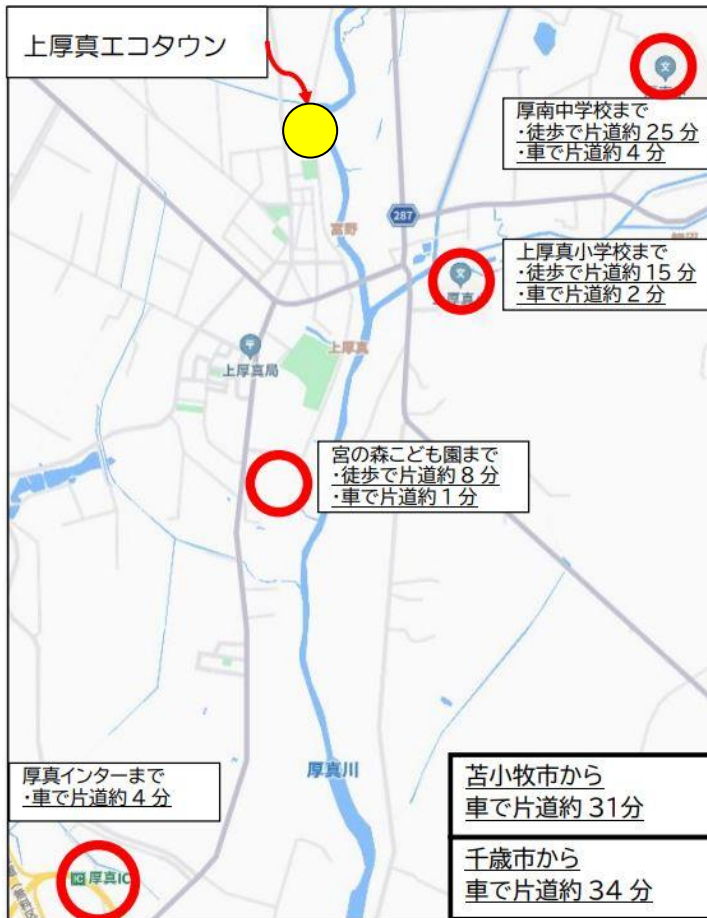
### 入居者を募集する住宅

- ・ 上厚真エコタウン 1戸  
H棟(木造平屋建 令和7年度建設 3LDK 延べ床面積 81.98㎡)

### 住宅の所在

- ・ 上厚真エコタウン :厚真町字上厚真18番地1

### 周辺環境



### 募集期間

- ・ 令和8年5月18日(月)～令和8年5月29日(金)
- \* 郵送による応募も受付けていますが、その場合は5月29日必着です。

### 入居決定時期(応募者多数の場合には選考により決定します。)

- ・ 令和8年6月上旬予定 \* 入居開始はおおよそ6月中旬以降となりますが、申請により9月上旬頃まで延長することが可能です。

12月以降のお申込みの場合、水道の凍結防止の為、入居時期を相談させていただく場合がございます。

### 入居資格

- ・ 入居できるのは、次のすべての要件を満たす方です。
  - ① 町外から厚真町に移住(住民登録)すること。
  - ② 入居を予定している世帯の所得月額が以下の式に当てはまる方。  

$$\{ \text{世帯の所得合計} - (\text{同居する人数} \times 38 \text{万円}) \} \div 12$$

$$= 158,000 \text{円以上} 487,000 \text{円以下} * \text{であること。}$$

★以下の場合は計算方法が変わります。詳しくは担当課へお問合せ下さい。

- ・同居者に老人扶養親族(70歳以上)、特定扶養親族(16歳以上23歳未満)がいる場合
- ・障がい者がいる場合
- ・寡婦控除もしくは、ひとり親控除の対象となっている場合
- ・別居扶養親族がいる場合

(所得月額が158,000円以下であっても、今後所得の上昇が見込まれる場合は該当します。)

※収入ではなく所得の金額です。

- ③ 同居者に小学生以下の扶養親族が1名以上いること。  
(配偶者の方が妊娠されている場合も含まれます。その場合は母子手帳のコピーが必要です。)
- ④ 税金など公的な支払に滞納のないこと。
- ⑤ 犬、猫等のペットを飼育しない方。
- ⑥ 入居者に暴力団関係者がいないこと。

#### その他

- ・ペットの飼育はできません。
- ・団地敷地内及び共用部の清掃や草刈り、除雪は厚真町では行いません。

#### 入居期限

- ・同居する扶養親族が18歳に達することとなる日の属する年度の末日

(例) 家族にお子さんが2人いる場合で、

- ・1人目のお子さんが、令和16年10月1日で18歳になる
- ・2人目のお子さんが、令和18年12月1日で18歳になる場合。

この場合は、2人目のお子さんが令和18年12月1日で18歳になるので、**令和18年度の末日(令和19年3月31日)が入居期限となります。**

#### 入居申込方法と必要書類

- ・以下の書類を建設課都市施設グループに提出してください。

- ① 「厚真町子育て支援住宅入居申込書」(建設課都市施設グループ又は厚真町ホームページにあります。)
- ② 「住民票」(入居予定者全員分が必要になります。)(各市町村の住民課で発行できます。)
- ③ 16歳以上の方全員分の「最新年度の所得課税証明書」(ただし学生の方は必要ありません)(各市町村の税務課で発行できます。)  
もしくは「給与支給明細書」、新規就職・転職の該当者は会社の「給与支給明細書(予定)」
- ④ 世帯全員分の「町税の滞納がないことの証明」もしくは「納税証明書」  
(書類名称が異なる場合があるため各市町村の税務課にお問合せください。)
- ⑤ 【結婚予定の方のみ提出】「結婚証明書」(証明者は、両親又は20歳以上の親族としてください。)

#### 家賃額

- ・75,000円/月を基準額として、扶養する18歳以下の子供1人につき5,000円が控除されます。

たとえば…、家族に小学生と保育園の2人の子どもがいる場合

5000円×子ども2人分 = 10,000円の控除となり

75,000円(基本家賃) - 10,000円(控除額) = 65,000円

月々の家賃**65,000円!**で、

保育園のお子さんが18歳になるまでの期間入居できます。

\*入居期間中、子どもの人数により家賃の控除額が変わります。

#### 敷金額

- ・決定家賃の2か月分の敷金を「契約手続」の際に納入いただきます。

#### 問合せ先

厚真町役場建設課都市施設グループ

電話 0145-27-2325 E-mail: sisetu@town.atsuma.lg.jp